

令和3年4月19日

保護者 様

多可町教育委員会
杉原谷小学校長

まん延防止等重点措置を踏まえた学校の教育活動等における留意事項について

県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増している中、県において新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、今後の県立学校の教育活動についての対処方針を一部修正することが決定されました。

つきましては、学校においては、県からの通知に基づき、下記のとおり、感染症対策を徹底しますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 教育活動における感染防止対策

- ・ 感染のリスクが高いとされている活動は実施を見送る。
- ・ 各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・ マスクの着用を徹底する。
- ・ 必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・ 毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・ 教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・ 食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話の際にはマスクをつけるなどの対応を工夫する。

2 心のケア

新年度の変化の大きな期間での対応となります。学校におきましては、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況をしっかりと把握します。ご家庭におかれましても、感染症防止対策に十分留意いただくとともに、お子様の心身の健康にご配慮いただき、何かご心配なことがございましたら、学校にご相談ください。

(裏面「家庭における新型コロナ感染症防止対策について」を参照ください。)

3 その他（保護者の皆様へのお願い等）

- ・ 児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に「まん延防止等重点措置」が適用されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も登校しない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
- ・ 外出時には必ずマスクを着用し、密を避けることを意識して行動させてください。帰宅後はすぐに手洗いや手指消毒を行うようお願いいたします。また、可能であれば、外出先でも手洗いや手指の消毒を行う等、予防対策の徹底をお願いいたします。
- ・ 児童生徒は、下校後や休日において不要不急の外出を自粛するが、外出する場合は保護者の許可を得ること。